

コクリエでんき

(需給契約要綱)

令和2年4月1日実施

北海道電力コクリエーション株式会社

コクリエでんき

1 契約種別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、供給エリアごとに次のとおりといたします。

供給エリア	契約種別
道内エリア，東北エリア，首都圏エリア，中部エリア，北陸エリアおよび九州エリア	コクリエでんきB，コクリエでんきCおよびコクリエでんきD
関西エリア，中国エリアおよび四国エリア	コクリエでんきA，コクリエでんきBおよびコクリエでんきD

2 コクリエでんきA

(1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

イ お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

ロ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ハ 関西電力株式会社，中国電力株式会社または四国電力株式会社が定める特定小売供給約款の定額電灯を適用できないこと。

ニ 1 需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別（以下「動力契約種別」といいます。）とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力（需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イ、ロおよびハに該当し、かつ、ニの最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

(4) 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、標準約款別表2（燃料費調整等）によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 関西エリア

最低料金	1契約につき15キロワット時まで	330円79銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	19円71銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	25円03銭
	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円41銭

ロ 中国エリア

最低料金	1契約につき15キロワット時まで	327円25銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	20円17銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	26円65銭
	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円70銭

ハ 四国エリア

最低料金	1契約につき11キロワット時まで	399円06銭
電力量料金	11キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	19円76銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	26円18銭
	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	29円59銭

(5) その他

- イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- ロ この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- ハ 当社は、標準約款17（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- ニ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

3 コクリエでんきB

(1) 道内エリア，東北エリア，首都圏エリア，中部エリア，北陸エリアまたは九州エリアの場合

イ 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (イ) お客さまが 1 年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- (ロ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力（需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、道内エリア，東北エリアおよび首都圏エリアにおいては標準周波数50ヘルツとし、中部エリア，北陸エリアおよび九州エリアにおいては標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，

50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整等）によって算定された燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

(イ) 道内エリア

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	330円77銭
契約電流15アンペア	496円16銭
契約電流20アンペア	661円54銭
契約電流30アンペア	992円31銭
契約電流40アンペア	1,323円08銭
契約電流50アンペア	1,653円85銭
契約電流60アンペア	1,984円62銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円26銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	29円36銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円97銭

c 最低月額料金

aおよびbによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	243円28銭
--------	---------

(ロ) 東北エリア

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を
使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	320円10銭
契約電流15アンペア	480円15銭
契約電流20アンペア	640円20銭
契約電流30アンペア	960円30銭
契約電流40アンペア	1,280円40銭
契約電流50アンペア	1,600円50銭
契約電流60アンペア	1,920円60銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円02銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24円57銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円40銭

c 最低月額料金

aおよびbによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額
を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および標準約款別表1（再生可
能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発
電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	253円95銭
--------	---------

(ハ) 首都圏エリア

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を
使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	277円42銭
契約電流15アンペア	416円13銭
契約電流20アンペア	554円84銭
契約電流30アンペア	832円26銭
契約電流40アンペア	1,109円68銭
契約電流50アンペア	1,387円10銭
契約電流60アンペア	1,664円52銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円28銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円69銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円65銭

c 最低月額料金

a およびbによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	228円76銭
--------	---------

(二) 中部エリア

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	277円42銭
契約電流15アンペア	416円13銭
契約電流20アンペア	554円84銭
契約電流30アンペア	832円26銭
契約電流40アンペア	1,109円68銭
契約電流50アンペア	1,387円10銭
契約電流60アンペア	1,664円52銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20円44銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24円77銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27円64銭

c 最低月額料金

a および b によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	250円75銭
---------	---------

(ホ) 北陸エリア

a 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	234円74銭
契約電流15アンペア	352円11銭
契約電流20アンペア	469円48銭
契約電流30アンペア	704円22銭
契約電流40アンペア	938円96銭
契約電流50アンペア	1,173円70銭
契約電流60アンペア	1,408円44銭

b 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17円31銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円09銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22円75銭

c 最低月額料金

a および b によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	175円95銭
---------	---------

(ハ) 九州エリア

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	288円09銭
契約電流15アンペア	432円14銭
契約電流20アンペア	576円18銭
契約電流30アンペア	864円27銭
契約電流40アンペア	1,152円36銭
契約電流50アンペア	1,440円45銭
契約電流60アンペア	1,728円54銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円94銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円37銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円28銭

c 最低月額料金

a およびbによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	305円35銭
---------	---------

ホ その他

- (イ) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (ロ) この契約要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- (ハ) 当社は、標準約款17（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いた

します。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(二) この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

(2) 関西エリア、中国エリアまたは四国エリアの場合

イ 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

(イ) お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

(ロ) 契約容量が7キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力（需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整等）によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

(イ) 関西エリア

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を
使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	384円12銭
-------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につ き	17円38銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20円57銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円48銭

(ロ) 中国エリア

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を
使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	394円79銭
-------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につ き	17円56銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23円46銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円28銭

(ハ) 四国エリア

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を
使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	362円78銭
-------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円46銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21円83銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24円66銭

ホ その他

- (イ) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (ロ) この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- (ハ) 当社は、標準約款17（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (ニ) この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

4 コクリエでんきC

(1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- イ お客さまが 1 年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ハ 1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力（需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が原則として 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、道内エリア、東北エリアおよび首都圏エリアにおいては標準周

波数50ヘルツとし、中部エリア、北陸エリアおよび九州エリアにおいては標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整等）によって算定された燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 道内エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	330円77銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円26銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	29円36銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円97銭

ロ 東北エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	320円10銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円02銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円57銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円40銭

ハ 首都圏エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	277円42銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円28銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円69銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円65銭

ニ 中部エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	277円42銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20円44銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円77銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円64銭

ホ 北陸エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	234円74銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円31銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円09銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円75銭

へ 九州エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	288円09銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円94銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円37銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円28銭

(5) その他

- イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- ロ この契約要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- ハ 当社は、標準約款17（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- ニ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

5 コクリエでんきD

(1) 対象となるお客さま

- 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。
- イ お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- ロ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ハ 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別（以下「電灯契約種別」といいます。）とあわせて契約する場合は、契約電流、契約容量または契約電力（需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）と契約電力（お客さまが新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、別表 1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において電灯契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの契約電流、契約容量または契約電力と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、道内エリア、東北エリアおよび首都圏エリアにおいては標準周波数50ヘルツとし、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリアおよび九州エリアにおいては標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整等）によって算定された燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 道内エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,185円97銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	17円15銭
------------	--------

ロ 東北エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,165円70銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円47銭	14円07銭

ハ 首都圏エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,033円92銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円85銭	15円33銭

ニ 中部エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,054円20銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円53銭	15円03銭

ホ 北陸エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,074円47銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円80銭	10円77銭

ヘ 関西エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	993円38銭
-----------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	14円18銭	12円74銭

ト 中国エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,023円79銭
-----------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	14円59銭	13円34銭

チ 四国エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,028円85銭
-----------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15円33銭	13円93銭

リ 九州エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	932円56銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	16円61銭	14円97銭

(5) その他

- イ 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- ロ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- ハ この契約要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- ニ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

附 則

1 実施期日

この契約要綱は、令和2年4月1日から実施いたします。

2 契約容量および契約電力についての特別措置

- (1) 3（コクリエでんきB）(2)イ，4（コクリエでんきC）(1)または5（コクリエでんきD）(1)に該当し、お客さまが希望され、かつ、当社との協議が整った場合には、契約容量または契約電力は、3（コクリエでんきB）(2)ハ，4（コクリエでんきC）(3)または5（コクリエでんきD）(3)にかかわらず、当分の間、契約負荷設備の内容を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

なお、この場合の契約容量または契約電力が、負荷の実情に比べて不相当と認められるときには、原則としてこの特別措置を適用いたしません。

- (2) (1)により契約容量または契約電力を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備を変更される場合には、原則として、3（コクリエでんきB）(2)ハ，4（コクリエでんきC）(3)または5（コクリエでんきD）(3)により契約容量または契約電力を定めます

3 この契約要綱の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については、次のとおりいたします。

- (1) 令和2年4月の検針期間等の終期までは、変更前の需給契約要綱のコクリエでんき（令和元年10月1日実施。）を適用いたします。
- (2) 令和2年5月の検針期間等の始期以降は、この契約要綱を適用いたします。

別 表

1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として、主開閉器の定格電流にもとづき標準約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。
- (2) (1)によりがたい場合は、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。
- (3) 契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が30日を上回る場合には、日割計算を行わないものといたします。

- (1) 道内エリアの場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (2) 東北エリア、首都圏エリア、中部エリア、北陸エリアまたは九州エリアの場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの

電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 関西エリアまたは中国エリアの場合

イ コクリエでんきA

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、標準約款別表4（日割計算の基本算式）により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいい、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ コクリエでんきB

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 四国エリアの場合

イ コクリエでんき A

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 109 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、標準約款別表 4（日割計算の基本算式）により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいい、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ コクリエでんき B

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

